

## 健全な区政の確保と公益の保護を目指して

「(仮称)新宿区職員等の行動規準及び責務等に関する条例」及び「(仮称)新宿区公益保護のための通報に関する条例」の制定について、皆様のご意見をお寄せください —パブリック・コメント制度—

区では、健全な区政の確保と公益の保護を目指して、新たに「(仮称)新宿区職員等の行動規準及び責務等に関する条例」と「(仮称)新宿区公益保護のための通報に関する条例」の制定を検討しています。

今回は、これらの条例の制定に向けた考え方と主眼点等についてまとめましたので、これをお知らせし、パブリック・コメント制度により皆様のご意見を伺います。

### ◎条例制定の背景と考え方

近年、違法行為や反社会的行為によって消費者の信頼を失う企業不祥事が、企業内部の従業員等からの通報を契機として相次いで明らかになりました。このことを受けて4月1日から、違法行為等を通報した者を保護し、企業等の法令遵守を徹底するため、公益通報者保護法が施行されます。

公務員として職員が法令を遵守することは当然で、新宿区でも、既に職員の服務規程等多くの従うべき義務を規定していますが、あらためて区長を含めた職員が自ら厳しく見つめ直し、気持ちを引き締めて職務に取り組んでいく必要があります。

そこで、公務の公正な遂行と区民の皆さんの公務に対する信頼の確保を図り、新宿区のさらなる健全な発展を目指すため、職員等の規範となる行動規準の規定及び公益を保護していく新たな仕組みとして、次のようなことを主眼に条例の制定を進めます。

### ◎新しい条例の主眼点

《(仮称)新宿区職員等の行動規準及び責務等に関する条例》

#### 1 職員の行動規準の規定

公正な職務遂行のため、区長を含めたすべての職員が守るべき行動規準を定めます。

#### 2 職員への不当要求行為の禁止

区が行う仕事に関し、暴力等の不当な手段を用いて、自らの要求を実現しようとする行為を禁止します。

#### 3 職員への口利き行為の禁止

区が行う仕事に関し、自らの権限による影響力を不当に行使して、職員等にその職務上の行為をさせるように、またはさせないようにする行為を禁止します。

《(仮称)新宿区公益保護のための通報に関する条例》

#### 1 公益通報者の範囲

区の職員に限らず、区民の皆さんの誰もが公益通報をできるようにします。

#### 2 通報対象事実の範囲

法令・条例等に違反して、区民の方の生命・健康・生活や区の財産など、区の公益を害する事実を通報対象事実とします。要望や苦情など個人に関する事項は対象としません。

### 3 (仮称) 新宿区公益保護通報調査員の設置

公益保護の通報を受ける調査員は、中立性・独立性を確保するため、第三者的な立場に立てる弁護士等を考えています。

○以上の主眼点を中心に、区民の皆さんのお考えを伺います。

#### <参考> 各条例の概要

##### 1 「(仮称) 新宿区職員等の行動規準及び責務等に関する条例」の概要

- (1) 区長を含めたすべての職員の行動規準を定め、区民の皆さんの信頼に応えることができる健全な区政を確保することを目的とします。
- (2) 次のように、職員が守るべき行動規準を定めます。
  - ① 全体の奉仕者であることを自覚し、区民全体の福祉の増進に努める
  - ② 法令・条例・規則その他の規程を遵守し、誠実・公正に職務に取り組む
  - ③ 区政の透明性の確保に努めるとともに、区民に説明する責務を十分に果たす
  - ④ 公私の別を明らかにし、その職務や地位を私的利益のために用いない
  - ⑤ 自らの言動が公務に対する区民の信頼に影響を及ぼすことを認識し、常に良識ある行動をとる
- (3) 誰もが、職員等に対し、次に掲げるような行為を行ってはならないことを規定します。
  - ① 職員や指定管理者等の職務に関し、暴力・脅迫・威嚇などの手段を用いて、自らの要求を直接・間接的に実現しようとする行為
  - ② 区が締結する契約、区が行う職員の採用、区の機関が行う特定の者に対する処分に関し、自らの権限による影響力を不当に行使して職員等にその職務上の行為をさせるように、またはさせないようにする行為

##### 2 「(仮称) 新宿区公益保護のための通報に関する条例」の概要

- (1) 区政運営について不適正な行為や状態があったとき、これを早期に発見し是正することで、区の公益を広く保護することを目指す独自の通報制度を考えています。
- (2) 通報の受付窓口として、(仮称) 新宿区公益保護通報調査員の設置等を検討しています。

#### <公益保護のための通報制度の流れ>

